

中津川市規則第15号

中津川市埋立て等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中津川市埋立て等の規制に関する条例（平成20年中津川市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(環境基準)

第2条 条例第6条の環境基準は、別表に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

2 環境基準への適合の状況については、別表に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において試料を採取し、それぞれ同表測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判定するものとする。

(公共的団体の範囲)

第3条 条例第9条第1号の規則で定める公共的団体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (2) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区

(条例第9条第3号の規則で定める埋立て等)

第4条 条例第9条第3号の規則で定める埋立て等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う埋立て等
- (2) 植樹の用に供する目的で行う埋立て等
- (3) 運動場、駐車場その他本来の機能を維持する目的で行う埋立て等
- (4) 製品の販売を目的として行う埋立て等

(許可の申請)

第5条 条例第10条に規定する申請書は、特定事業許可申請書（別記第1号様式）とする。

2 条例第10条の規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 申請者の住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、登記事項証明書）
- (2) 特定事業区域の位置図及び付近の見取図
- (3) 特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施行の前後の構造が確認できるものに限る。）
- (4) 特定事業区域の土地の登記事項証明書（申請者が当該土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類）及び公図の写し
- (5) 特定事業区域の面積を実測した求積図及び求積表
- (6) 特定事業に供される土砂等の予定容量の計算書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（変更の許可の申請等）

第6条 条例第12条第2項に規定する申請書は、特定事業変更許可申請書（別記第2号様式）とする。

- 2 条例第12条第2項の規則で定める書類は、前条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものとする。

（特定事業の着手の届出）

第7条 条例第14条の規定による届出は、特定事業に着手した日から起算して10日以内に、特定事業着手届（別記第3号様式）を提出して行わなければならない。

（土砂等の搬入の届出）

第8条 条例第15条の規定による届出は、土砂等の量が3,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（別記第4号様式）を提出して行わなければならない。

- 2 条例第15条第1項に規定する当該土砂等が当該採取等場所において採取等が行われたものであることを証する書面は、当該土砂等の採取等場所の責任者が発行した土砂等採取等元証明書（別記第5号様式）とする。

- 3 条例第15条第2項に規定する当該土砂等が環境基準に適合していることを証する書面は、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調書（別記第6号様式）及び土壌分析（濃度）結果証明書（計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による登録を受けた者が発行したのものに限る。以下同じ。）とする。

- 4 前項の搬入しようとする土砂等に係る土壌分析（濃度）結果証明書を作成するために行う当該土砂等の土壌分析は、それぞれ別表に掲げる項目ごとに、同表測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。

（帳簿への記載）

第9条 条例第17条の規定による帳簿の記載は、埋立て等施行管理台帳（別記第7号様式）に採取等場所ごとに毎日行わなければならない。

2 条例第17条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定事業の許可を受けた者の氏名又は名称
- (2) 特定事業に供される土砂等の量
- (3) 特定事業の施行の現場を管理する者の氏名
- (4) 特定事業に供される土砂等の採取等場所並びに当該採取等場所の事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (5) 特定事業に供される土砂等の発生又は採取等に係る工事の内容
- (6) 特定事業に供される土砂等の搬入の日付
- (7) 特定事業に供される土砂等の日ごとの搬入量

(標識)

第10条 条例第19条第1項に規定する標識の様式は、埋立て等に関する標識（別記第8号様式）とする。

2 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 特定事業の許可年月日及び許可番号
- (2) 特定事業の目的
- (3) 特定事業区域の所在地
- (4) 特定事業を行う者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに連絡先
- (5) 特定事業の現場を管理する者の氏名
- (6) 特定事業の許可期間
- (7) 特定事業区域の面積
- (8) 特定事業に供される土砂等の搬入予定量
- (9) 特定事業区域の見取図

(特定事業の完了等に係る届出)

第11条 条例第22条第1項の規定による届出は、特定事業を完了し、廃止し、又は休止した日から起算して10日以内に、特定事業完了届（別記第9号様式）又は特定事業廃止（休止）届（別記第10号様式）を提出して行わなければならない。

2 条例第22条第2項の規定による土壌検査は、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 土壌検査は、特定事業区域を500平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- (2) 土壌検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる二直線上

の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの四地点（当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行うこと。

(3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第1号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに一試料とすること。

(4) 土壌検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表に掲げる項目ごとに、同表測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

3 条例第22条第2項の規定による届出は、市長が指定する日までに、次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 土壌検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真

(2) 前条の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び土壌分析（濃度）結果証明書

（地位の承継の届出）

第12条 条例第23条第2項の規定による届出は、特定事業承継届（別記第11号様式）を提出して行わなければならない。

（身分を示す証明書）

第13条 条例第28条第2項に規定する証明書は、身分証明書（別記第12号様式）とする。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

別表（第2条、第8条、第11条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格K0102（以下「規格」という。）の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2（規格65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
ひ ^び 素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1Lにつき0.0005	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる

	m g 以下であること。	方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法

1, 1, 1-トリ クロロエ タン	検液1Lにつき1mg以下で あること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5. 3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリ クロロエ タン	検液1Lにつき0.006m g以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5. 3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロ ロエチレ ン	検液1Lにつき0.01mg 以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5. 3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラク ロロエチ レン	検液1Lにつき0.01mg 以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5. 3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3- ジクロロ プロペン	検液1Lにつき0.002m g以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は 5.3.1に定める方法
チウラム	検液1Lにつき0.006m g以下であること。	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる 方法
シマジン	検液1Lにつき0.003m g以下であること。	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又 は第2に掲げる方法
チオベン カルブ	検液1Lにつき0.02mg 以下であること。	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又 は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg 以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は 5.3.2に定める方法
セレン	検液1Lにつき0.01mg 以下であること。	規格67.2、67.3又は67.4に定める 方法
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以	規格34.1（規格34の備考1を除く。）若し

	下であること。	くは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c）（注(2)第3文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
備考		
<p>1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成3年環境庁告示第46号別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂」と読み替えるものとする。</p> <p>2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 有機^{りん}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。</p> <p>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>		

第1号様式（第5条関係）

特定事業許可申請書

年 月 日

中津川市長 様

申請者

住所

氏名

電話番号

中津川市埋立て等の規制に関する条例第9条の規定により、特定事業の許可を受けた
いので、同条例第10条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

特定事業区域の 位置及び面積	特定事業区域の位置（所在地）	特定事業区域の面積 平方メートル
特定事業の施行を管理する事務 所の所在地	（電話番号）	
特定事業の目的	別添のとおり	
特定事業の施行期間及び特定事 業に供される土砂等の量	年 月 日から 年 月 日まで	立方メートル
特定事業に供される土砂等の採 取場所並びに当該採取場所から の搬入予定量及び搬入計画	別添のとおり	
土地所有者の特定事業の施行に 対する同意	土地所有者 氏名	

第2号様式（第6条関係）

特定事業変更許可申請書

年 月 日

中津川市長 様

申請者

住所

氏名

電話番号

特定事業の許可を受けた事項について変更の許可を受けたいので、中津川市埋立て等の規制に関する条例第12条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 許可年月日（許可番号）

年 月 日（第 号）

2 変更内容

区 分	変 更 前	変 更 後
変更の内容		
変更の理由		
土地所有者の 特定事業変更 に対する同意	土地所有者 氏名	
添付書類（変更内容に該当する場合）		
1 特定事業区域の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業区域及びその付近の状況を示す見取図		
2 特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施行の前後の現況が確認できるもの）		
3 特定事業区域の土地の登記事項証明書（申請者が当該土地の所有者でない場合にあつては、当該土地の登記事項証明書及び使用権限を証する書類）及び公図の写し		

第3号様式（第7条関係）

特定事業着手届

年 月 日

中津川市長 様

届出者

住所

氏名

電話番号

特定事業に着手したので、中津川市埋立て等の規制に関する条例第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日（許可番号）	年 月 日（第 号）
着手年月日	年 月 日
土砂等搬入届の提出年月日（予定）	年 月 日

添付書類

○着手前の特定事業区域の写真

第4号様式（第8条関係）

土砂等搬入届

年 月 日

中津川市長 様

届出者

住所

氏名

電話番号

土砂等を搬入したいので、中津川市埋立て等の規制に関する条例第15条の規定により、次のとおり届け出します。

許可年月日（許可番号）	年 月 日（第 号）
土砂等の採取場所の所在地、事業者名、責任者の氏名及び電話番号	所在地： 事業者名： 責任者名： 電話番号：
土砂等の搬入予定量	当該採取場所からの搬入予定量 立方メートル (うち今回の搬入予定量 立方メートル)
土砂等の搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類 1 土砂等採取元証明書（別記第5号様式） 2 検査試料採取調書（別記第6号様式）及び土質分析結果証明書。ただし、搬入しようとする土砂等に、製造された物若しくは加工された物又はこれらの物に付着し、若しくはこれらの物と混合していた物を含むときに限る。	

第5号様式（第8条関係）

土砂等採取等元証明書

年 月 日

様

採取等元（発生元）事業者

住所

事業者名

代表者又は現場責任者

電話番号

搬出する土砂等が次の工事現場から採取等（発生）された土砂であることを証明します。

土砂等の採取等場所の所在地		
土砂等が建設工事等により発生した場合にあっては、建設工事等の概要	工事名	
	発注者	氏名： 住所： 電話番号：
	工事施行期間	年 月 日から 年 月 日まで
当該特定事業区域への土砂等の搬入予定量	立方メートル	
今回の証明に係る土砂等の量	立方メートル	
当該特定事業区域への土砂等の搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで	
発生土砂等の土壌分析結果証明書の有無	有 無	
証明に係る土砂等の運搬事業者名、住所及び電話番号	運搬事業者名： 住所： 電話番号：	

第6号様式（第8条、第11条関係）

検査試料採取調書

年 月 日

中津川市長 様

採取者

住所

事業者名

氏名

電話番号

検査試料を次のとおり採取しましたので報告します。

採取した試料の検査の結果を証明する書面に記載された発行番号等	
報告区分	搬入 ・ 廃止 ・ 完了
採取年月日	年 月 日
土壌分析の場合の採取深度	
土壌分析結果証明書	別紙のとおり

第7号様式
(第9条関係)

埋立て等施行管理台帳 (年 月分)

特定事業許可事業者名	特定事業に供される土砂等の量 (m^3)	特定事業の現場を管理する責任者の氏名

土砂等の採取場所	土砂等の採取場所の事業者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所	土砂等の採取場所に係る工事等の内容	土砂等の採取場所に係る工事等の責任者の氏名

日付	土砂等の1日当たりの搬入量 (m^3)	備考
前月累計		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
計		
累計		

- 注 1 この埋立て等管理台帳は、採取場所ごとに作成し、土砂等の搬入過程を1日ごとに記入すること。
- 2 備考欄には、土砂等搬入届出年月日等を記入すること。
- 3 各欄に記入しきれない場合は、この様式に準じて別紙に記入し、添付すること。

第8号様式
(第10条関係)

埋 立 て 等 に 関 す る 標 識

埋立て等に関する標識	
事業の許可番号等	年 月 日 第 号
事業の目的	
事業の所在地	
事業者の氏名、住所、連絡先	氏名
	住所
	連絡先
現場管理者の氏名	
事業の許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業区域の面積	事業区域の見取図
埋立て等に供される土砂等の搬入予定量	

注 1 標識の横の長さは、120センチメートル以上、縦の長さは、90センチメートル以上とする。

2 標識は地表から50センチメートル以上とする。

第9号様式（第11条関係）

特定事業完了届

年 月 日

中津川市長 様

届出者

住所

氏名

電話番号

特定事業が完了したので、中津川市埋立て等の規制に関する条例第22条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日（許可番号）	年 月 日（第 号）
完了年月日	年 月 日
完了した特定事業区域の構造	別添図面のとおり

添付書類

○完了後の特定事業区域の写真

第10号様式（第11条関係）

特定事業廃止（休止）届

年 月 日

中津川市長 様

届出者

住所

氏名

電話番号

特定事業を廃止（休止）したので、中津川市埋立て等の規制に関する条例第22条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日 (許可番号)	年 月 日 (第 号)
許可の期間 廃止（休止）年月日	許可の期間 年 月 日から 年 月 日まで 廃止（休止）年月日 年 月 日
休止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
土砂等の搬入計画 量及び搬入実績	搬入計画量： 立方メートル 搬入実績量： 立方メートル
特定事業区域の構造	別添図面のとおり

注 不要な文字は、抹消すること。

第 1 1 号様式 (第 1 2 条関係)

特 定 事 業 承 継 届

年 月 日

中津川市長 様

届出者

住所

氏名

電話番号

中津川市埋立て等の規制に関する条例第 9 条の許可を受けた者の地位を継承したので、同条例第 2 3 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日 (許可番号)	年 月 日 (第 号)
承継前の事業者	住所 氏名
承継年月日	年 月 日
承継の理由	
添付書類 1 地位を承継した事実を証する書面 2 地位を承継した者の住民票の写し (法人にあっては登記事項証明書)	

第12号様式
(第13条関係)

(表)

身分証明書		
第		号
所属		
氏名		
上記の者は、中津川市埋立て等の規制に関する条例第28条第1項の 規定により立入検査を行う者であることを証明する。		
年	月	日発行
中津川市長		印

(裏)

中津川市埋立て等の規制に関する条例抜粋 (立入検査)
<p>第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、埋立て等を行う者の事務所若しくは事業場又は埋立て等をしようとする場所若しくは埋立て等をした場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査の用に供するのに必要な限度において土砂等は無償で収去させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

注 身分証明書の大きさは、横12センチメートル・縦8センチメートルとする。